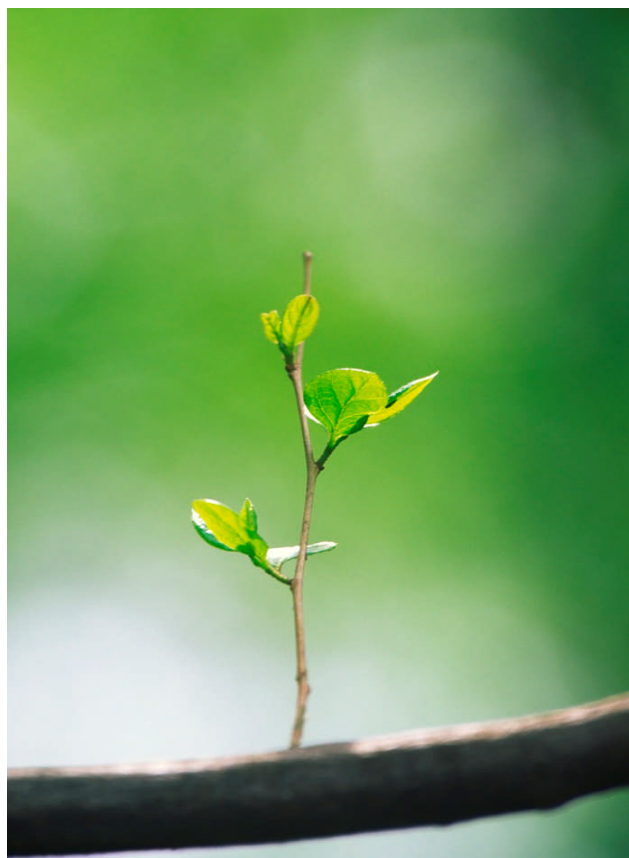


# 健康保険の各種申請のご案内



あなたの事業所の健康保険の記号は・・・

|                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|



申請書のご提出は**郵送**でお願いします

協会けんぽ 高知支部  で検索

健康保険の各種申請書をダウンロードできます



全国健康保険協会 高知支部  
協会けんぽ

# 目次

|   |       |
|---|-------|
| ○協会けんぽ高知支部のご案内  | 1     |
| ○各種申請書の提出について   | 2     |
| ○被保険者証<br>申請から交付まで、回収、再交付、保険証の適正使用について                                  | 3     |
| ○任意継続被保険者<br>健康保険の任意継続制度  | 4     |
| ○資格喪失した時の被保険者証の使用Q&A<br>資格喪失後に被保険者証を使ってしまった、資格喪失日とは                     | 5     |
| ○限度額適用認定証、高額療養費<br>医療費の支払いが高額になるとき<br>医療費の支払いと、介護保険の利用者負担額との合計が高額になったとき | 6~8   |
| ○療養費<br>被保険者証が手元になかったため、病院で10割支払ったとき<br>治療用装具・小児弱視用眼鏡を作ったとき             | 9     |
| ○出産育児一時金<br>被保険者やその被扶養者が出産するとき、出産一時金貸付制度                                | 10~11 |
| ○出産手当金<br>被保険者が産前産後休暇をとったとき   | 11~13 |
| ○傷病手当金<br>被保険者が業務外での病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与が出ないとき                        | 14    |
| ○傷病手当金・出産手当金の支給日額   | 15    |
| ○埋葬料<br>被保険者やその被扶養者が亡くなったとき   | 16    |
| ○退職後の給付について<br>退職し、健康保険の資格を喪失した後に給付を受けるとき                               | 17    |
| ○自動車事故にあったとき、第三者にケガをさせられたとき   | 18~19 |
| ○医療費のお知らせについて   | 19    |
| ○ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご存知ですか  | 20    |
| ○健診・保健指導  | 21~23 |
| ○船員保険制度について   | 24~25 |

## 添付書類について

添付書類は、一般的なものを例示しています。場合によって掲載のないものが必要となることもございますので、あらかじめご了承ください。

## 協会けんぽ 高知支部のご案内

### 【所在地】

〒780-8501

高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル6階・7階

### 【お問い合わせ先】

088-820-6010（代表）

088-820-6012（広報、庶務関係）

088-820-6014（任意継続、給付関係）

088-820-6019（レセプト関係）

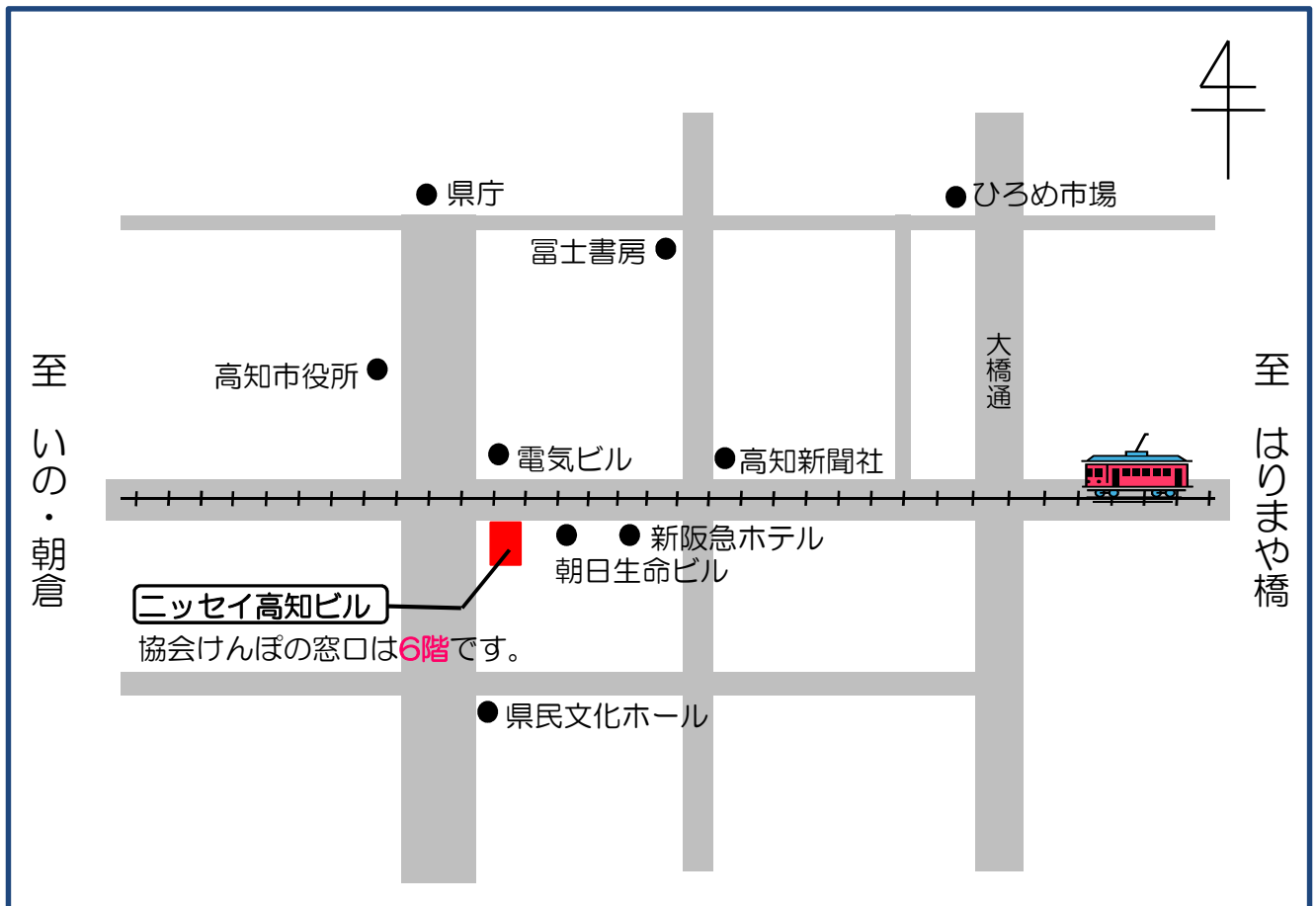
088-820-6020（健診・保健指導関係）

### 【営業時間】

平日 8:30～17:15

### ～お知らせ～

被保険者記号番号、資格の有無等の個人情報に関することは電話ではお答えできませんので、ご了承ください。



## ◆申請書の提出について

平成20年9月までは、健康保険関連の申請書の提出先はすべて年金事務所（旧社会保険事務所）でしたが、平成20年10月の協会けんぽ発足に伴い、申請書の一部は協会けんぽ宛に提出いただくこととなっています。

申請書はすべて郵送での提出ができます。お客様の利便性の向上と事務処理の迅速化を図るため、郵送でのご提出にご協力ください。支部の窓口でも提出できます。なお、当分の間は年金事務所内に協会けんぽの窓口を設けておりますので、そちらでも提出できます。（電話でのご相談は、協会けんぽ高知支部までご連絡ください。）

### 健康保険の給付や任意継続等に関する手続き

#### 健康保険給付関係

- ・ 傷病手当金
- ・ 出産手当金
- ・ 出産育児一時金
- ・ 限度額適用認定申請書
- ・ 高額療養費
- ・ 療養費 等の申請書

#### 任意継続被保険者関係

- ・ 資格取得申請書
- ・ 住所変更届等の申請書
- ・ 各種証明（資格喪失証明書など）

#### 被保険者証関係

- ・ 被保険者証の発行
  - ▶ 年金事務所から情報提供を受けて協会が行います
- ・ 健康保険被保険者証滅失・き損再交付申請書

#### 保健事業関係

- ・ 生活習慣病予防健診の申込書
- ・ 特定健康診査受診券の申請書 等

#### 貸付事業関係

- ・ 高額療養費貸付
- ・ 出産費貸付の申込書

#### レセプト関係

- ・ 交通事故・第三者行為に係る届出
- ・ 医療費通知



〒780-8501  
高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル6階  
全国健康保険協会 高知支部

### 健康保険への加入や保険料の納付等に関する手続き

#### 事業所関係

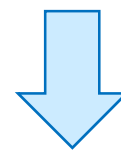
- ・ 新規適用届
- ・ 適用事業所所在地・名称変更届 等

#### 被保険者資格関係

- ・ 被保険者資格取得届
- ・ 被保険者資格喪失届
- ・ 健康保険被扶養者（異動）届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更届
- ・ 被保険者報酬月額算定基礎届
- ・ 被保険者報酬月額変更届
- ・ 被保険者賞与支払届 等

#### 事業所の保険料納付関係

- ・ 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・ 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（保険料免除申請） 等



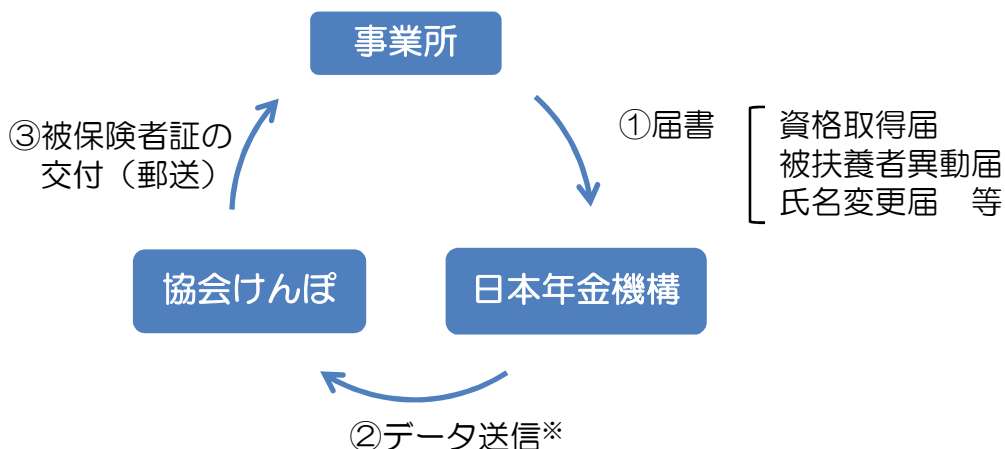
年金事務所  
（旧社会保険事務所）

郵送でのご提出先

〒780-8534  
高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル5階  
日本年金機構高知事務センター

## ひほけんしゃしょう 被保険者証

### ◆申請から交付まで



※ 日本年金機構からのデータは、年金機構で処理をされた翌営業日に協会けんぽへ反映されます。

### ◆回収（健康保険法施行規則第51条）

退職や扶養家族から外れた場合の被保険者証については、被保険者は5日以内に事業主へ被保険者証を返納しなければならないとされていますので、必ず退職者等から被保険者証を回収してください。

事業主の方は、回収した被保険者証を各種届出書（資格喪失届・被扶養者異動届等）に添付して遅滞なく年金事務所へ提出してください。

### ◆再交付

被保険者証を紛失・破損してしまった時は、協会けんぽにお届けください。約1週間で再交付いたします。また、紛失の場合は警察署へのご連絡もおすすめします。

【申請書名】健康保険被保険者証再交付申請書

【添付書類】破損の場合は、破損した被保険者証

【提出期限】すみやかに

【提出者】事業主

※被保険者証の再交付を受けた後、紛失していた被保険者証が見つかった場合は、紛失していた被保険者証を返納してください。

### 被保険者証は適正な使用をお願いします。

1. 退職などにより協会けんぽの加入者でなくなった後は、被保険者証を使用できません。（退職日の翌日・任意継続資格喪失日・扶養不該当日以降、1日でも病院等で受診された場合は、被保険者証が使用できない旨を、すみやかに病院・薬局等へご連絡ください。）
2. 被保険者証が変わるときは、すみやかに病院等にご連絡いただきますようお願いいたします。
3. 使用できない被保険者証で1日でも病院等に受診された場合は、受診された医療費（総医療費の7割～9割）をご返還いただくことになります。

※ご返還いただいた医療費は、受診日に加入されている保険者（被保険者証の発行元）から給付を受けられます。詳しくは、加入されている保険者（被保険者証の発行元）にご確認をお願いいたします。

にんいけいぞくひほけんしゃ  
**任意継続被保険者**

◆健康保険の任意継続制度

こちらは、退職後の健康保険についての説明です。退職される従業員の皆様にご案内ください。

また、退職後はすみやかに「資格喪失届」を年金事務所へ提出いただきますようお願いいたします。

≪健康保険任意継続加入の要件≫

- 退職する日まで健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方
- 退職日の翌日から20日以内に住所地の協会けんぽ各支部に申請をしてください。

【申請書名】健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

【添付書類】被扶養者がいる場合に必要（学生・中学生以下の子は不要）

（同居の配偶者・実父母・実子を扶養に入れる場合の例）

- ・収入がない→所得証明
  - ・給与収入がある→所得証明、または給与明細書（写）直近3ヶ月分
  - ・雇用保険受給中→雇用保険受給資格者証（写）
  - ・年金受給中→年金額改定通知書または直近の源泉徴収票、または振込通知書（写）
- ※別居の場合や他の続柄の方を扶養される場合等はお問い合わせください。

【提出期限】退職日の翌日から20日以内

【提出者】被保険者

**ご注意**

- ①加入できる期間は、**最長2年間**です。
- ②加入期間中に資格を喪失するのは、下のような場合に限られます。
  - ・被保険者本人が再就職し健康保険・船員保険・共済組合等の被用者保険に加入した場合
  - ・死亡した場合
  - ・保険料を納付期日までに納付しなかった場合
  - ・75歳になった場合

**家族の健康保険の扶養に入る、国民健康保険に加入する等の理由で資格を喪失することはできません。**
- ③保険料は、退職時の標準報酬月額をもとに算定します。事業所負担分も個人で負担することになるため、在職中に納付されていた健康保険料（40歳以上65歳未満の方は介護保険料を含む）の2倍になります。ただし、標準報酬月額が28万円以上の方は、28万円の等級で算定します。
- ④平成21年9月より、健康保険料率は都道府県ごとに異なる料率が適用されています。任意継続健康保険は被保険者の住所地で加入しますので、他県在住で高知支部管内の事業所にお勤めされていた方は、任意継続健康保険加入後は住所地の保険料率が適用されますのでご注意ください。
- ⑤保険料が変更されるのは、料率の変更などに伴う場合のみです。**退職後（任意継続加入後）の所得の増減などの理由での保険料の変更はありません。**



## 資格喪失した時の被保険者証の使用Q & A

Q 月の途中で退職しました。月はじめに一度医療機関に被保険者証を提示しているのに、その月いっぱい協会けんぽで医療を受けられますか？

A いいえ。協会けんぽの被保険者証が使えるのは退職日までです。（退職後は、任意継続、国保、家族の被扶養者等何かの保険制度に加入し新しい被保険者証の交付を受ける必要があります。）同じ月でも被保険者証が変わった場合は、必ず医療機関に被保険者証を提示してください。万一、新しい被保険者証の提示をせずに医療を受けてしまった場合は速やかに医療機関までご相談いただきその指示に従ってください。

Q 新しい会社に就職しましたが、会社から新しい被保険者証を受け取るまでに時間がかかりますので、それまでは任意継続の被保険者証を使用してもいいのでしょうか？

A いいえ。新しい会社の資格取得日以降、任意継続の被保険者証は一切使用できません。このようなケースの際は、一度全額負担していただき、事後に新しい保険者あてに療養費の支給申請をしていただくことになります。

Q 退職後でも同じ傷病なら、今の被保険者証をしばらく使えと聞きました。使用は可能でしょうか？

A 以前は「継続療養」という制度がありました。しかし、その当時でも届け出が必要であり、被保険者証は返却し、それに代わるものが交付されていました。なお、この制度は平成15年3月で廃止されています。従って喪失日以降は、必ず次の保険制度の被保険者証で受診する必要があります。

## 資格喪失後に被保険者証を使ってしまった・・・



退職等により健康保険の資格がなくなった後に、誤って協会けんぽの被保険者証を使って医療を受けた場合には、以下の手順で給付した金額（総医療費の7割から9割）を返納していただきます。

- ① 協会けんぽより「保険給付の不支給決定について（通知）・療養の給付費返納決定について（通知）」の通知書と納付書が送られてきます。
- ② 返納通知・納付書が届いたら、記載されている期日までにコンビニまたは郵便局で返納金をお支払いください。
- ③ 国民健康保険等への請求  
受診日現在に資格のある国民健康保険・健康保険組合等から給付を受けられる場合があります。その際は、ご連絡いただければ入金確認後、必要な書類を加入者様までお送りします。正式な手続き方法については、資格喪失後に加入している保険者（市町村国民健康保険窓口、勤務先の健康保険組合等）へご確認ください。

## 資格喪失日とは？

資格喪失日は、原則として事業所を退職した日の翌日になります。健康保険の任意継続をされている場合は、下記に該当した時が資格喪失日となります。

### 任意継続被保険者の場合

- ・加入から2年を経過したとき
- ・新たに会社等に就職し、新しい健康保険の資格を取得したとき
- ・納付期限までに保険料を納めなかった場合、納付期限の翌日
- ・75歳の誕生日（後期高齢者制度に移行するため）
- ・死亡されたとき、その翌日

なお、資格のなくなった被保険者証は事業所を退職した場合は事業主へ、任意継続の場合は協会けんぽへ速やかにご返却ください。

げんどがくてきようにんていしょう・こうがくりょうようひ  
**限度額適用認定証・高額療養費**

暦の1ヶ月間に医療機関等がかかった医療費が高額になり、一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合は申請することにより給付を受けることができます。給付には、「限度額適用認定証」と「高額療養費」の2種類があります。

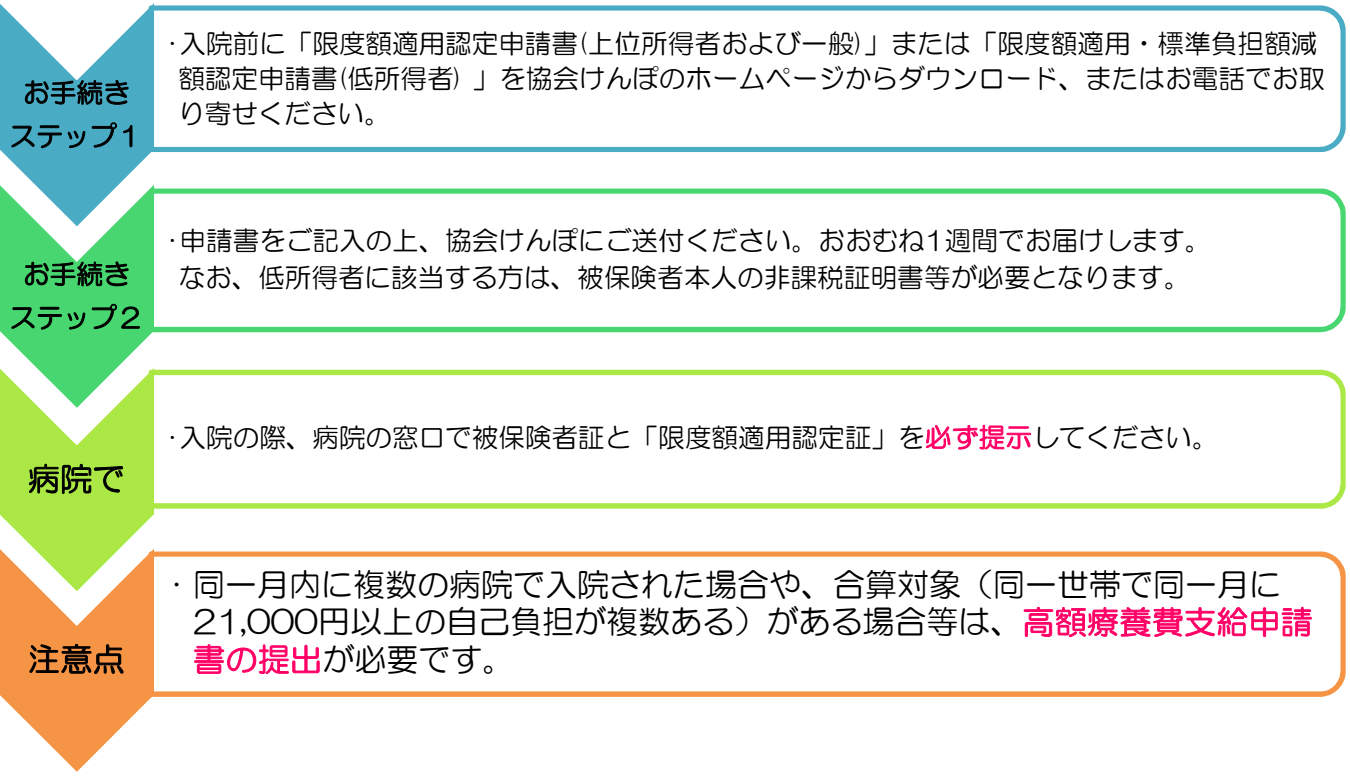
◆入院医療費の支払いが高額になるとき（限度額適用認定証）

70歳未満の方が入院される際に、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することにより、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までに軽減されます。

| 区 分                   | 1か月の自己負担限度額の目安              |
|-----------------------|-----------------------------|
| A 上位所得者（標準報酬月額53万円以上） | 150,000円+（総医療費-500,000円）×1% |
| B 一般                  | 80,100円+（総医療費-267,000円）×1%  |
| C 低所得者（住民税非課税者）       | 35,400円                     |

- ※保険適用外の診療・差額ベッド代・食事療養費などは対象外です。
- ※70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証を提示されることにより同じ給付を受けることができます。ただし、所得区分が低所得者に該当する場合は申請が必要です。
- ※入院（および一部在宅医療）が対象です。
- ※有効期限が経過した限度額適用認定証は、協会けんぽへ返却して下さい。

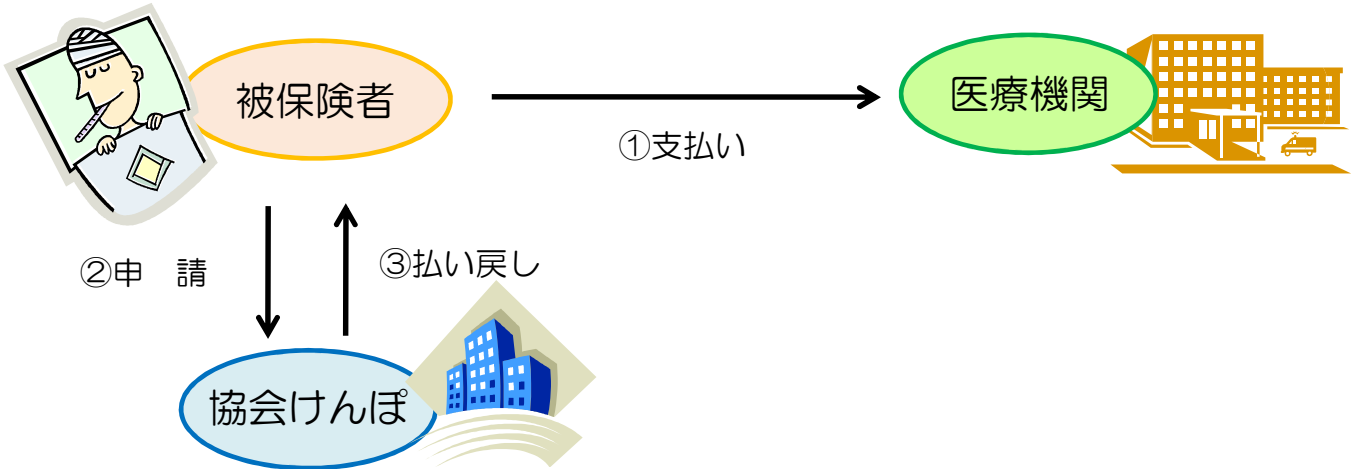
◎申請方法について



- 【申請書名】健康保険限度額適用認定申請書  
健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書※
  - 【添付書類】被保険者証（写）  
非課税証明書（申請書内に証明をうけている場合は不要）※
  - 【提出時期】入院前、または入院後すみやかに。
- ※は所得区分が低所得者に該当する場合のみ

## ◆高額な医療費の支払いをしたとき（高額療養費）

同一月内に70歳未満の被保険者・被扶養者が、入院・外来問わず医療機関窓口で、請求をされた医療費をいったん全額支払い、後で協会けんぽに申請することにより、自己負担限度額（6ページの表を参照）を超えた分が払い戻されます。



- 【申請書名】健康保険高額療養費支給申請書
- 【添付書類】非課税証明書※（申請書内に証明をうけている場合は不要）  
※所得区分が低所得者・低所得Ⅰ、Ⅱに該当する場合のみ
- 【提出期限】診療月の翌月1日から2年以内  
※一部負担金を診療月の翌月2日以降に支払った時は、支払った日の翌日から2年以内

### ご注意

- 保険適用外の診療・差額ベッド代・食事療養費などは対象外です。
- 申請は1ヶ月ごとに1枚必要です。
- 高額療養費は医療機関から届く診療報酬明細書（レセプト）をもとに支給額の決定を行います。診療報酬明細書は事前に社会保険診療報酬支払基金で審査を受けその後、協会けんぽに届くため、支給までには4ヶ月以上かかります。

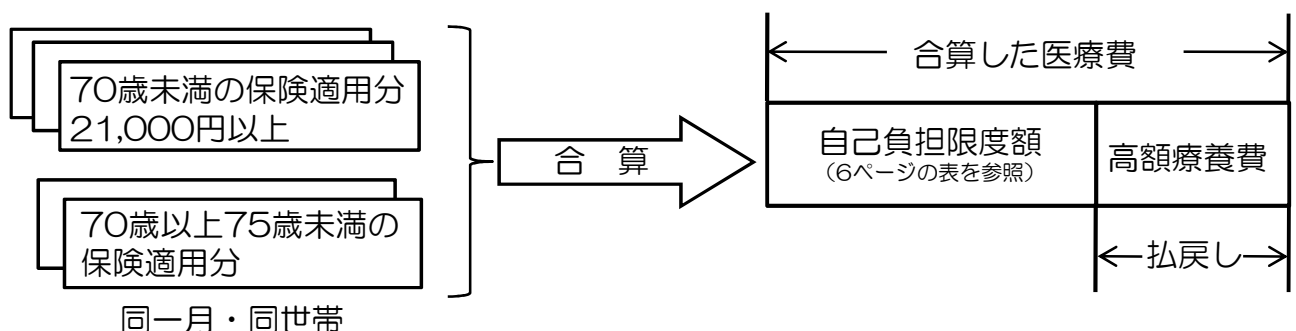
### 世帯合算

同月内に同一世帯のなかで2人以上が入院した場合や、同月内にお一人で入院と外来がある場合は、合算して申請することができます。

＜合算の対象となるもの＞

- ・70歳未満保険適用分の支払いが、**21,000円以上のもの**
- ・70歳以上75歳未満保険適用分の支払い**すべて**

※同一世帯とは、協会けんぽの被保険者とその被扶養者のことです。住民票の同居・別居とは関係しません。家族であっても、それぞれ被保険者として加入している場合等は合算できません。



同一月・同世帯

## 多数該当

高額療養費を申請される月以前の直近1年の間に、同一世帯で健康保険限度額認定証を使用された月数と、高額療養費の支給を受けた月数の合計が、3ヶ月以上ある場合は、4ヶ月目から多数該当となり、下表のように自己負担限度額が変わります。

| 区 分                 | 自己負担限度額 |
|---------------------|---------|
| 上位所得者（標準報酬月額53万円以上） | 83,400円 |
| 一般                  | 44,400円 |
| 低所得者（住民税非課税者）       | 24,600円 |

例：■■さんは5月20日から6月10日までA病院に入院し限度額適用認定証を利用して支払をしました。6月11日から30日までは通院で25,000円の医療費がかかりました。その後、8月から10月に渡りB病院に入院し、再度限度額適用認定証を利用して支払をしました。

このとき、高額療養費の請求はどうしたらよいでしょう？

| 月     | 5月 | 6月        | 7月        | 8月 | 9月        | 10月 |
|-------|----|-----------|-----------|----|-----------|-----|
| 状 況   |    | A病院<br>入院 | A病院<br>通院 |    | B病院<br>入院 |     |
| 支払方法等 | ①  | ① ②       |           | ①  | ① ③       | ① ③ |

①...限度額認定証を利用して支払  
 ②...①と通院25,000円を合算して通院分を高額療養費の請求（世帯合算）  
 ③...高額療養費多数該当として限度額減額の差額を請求（多数該当）

## ◆健康保険限度額適用認定証をぜひご利用ください

70歳未満の方が入院される場合、健康保険限度額適用認定証を利用された場合と、高額療養費とで最終的な給付内容に違いはありません。しかし高額療養費は、いったん医療機関窓口で全額支払う必要があり、払い戻しまでに時間がかかるため、一時的ではあるにせよ経済的な負担が大きくなってしまいます。

また、1ヶ月ごとに1回申請が必要なので、手続きが大変です。そのため70歳未満の方が入院することが決まり、医療費が高額になるときは、限度額適用認定証をご利用されることをおすすめします。

## ◆高額療養費貸付制度

高額療養費が支給されるまでの間、医療費の当座の支払いに充てる資金として、無利子の貸付制度があります。貸付限度額は、高額療養費支給見込額の8割相当額となっており、返済は高額療養費決定の際に精算されます。

申請は、高額医療費貸付金貸付申込書などを提出することにより行います。

70歳未満の方で入院が必要な場合は、限度額適用認定証の利用をおすすめします。

## りょうようひ 療養費

### ◆被保険者証が手元になかったため、病院で10割支払ったとき

資格取得の手続き直後で被保険者証が届いてなかった場合など、やむを得ない理由があるときは、申請により、被保険者が負担すべき部分を差し引いた額が、療養費として支給されます。

- 【申請書名】健康保険 被保険者 家族 療養費支給申請書
- 【添付書類】領収書の原本・診療報酬明細書（病院より交付を受けてください）
- 【提出期限】療養に要した費用を支払った日の翌日から2年以内  
例）就職し、新しい被保険証ができるまでに急病やけがで病院へかかり、10割負担で支払いをしてきた場合。  
受診した日（医療機関へ自己負担分を支払った日）の翌日から2年以内が提出期限になります。
- 【提出者】 被保険者

### ◆治療用装具・小児弱視用眼鏡を作ったとき

申請により、被保険者が負担すべき部分を差し引いた額が、療養費として支給されます。

- 【申請書名】健康保険被保険者家族療養費支給申請書
- 【添付書類】下記の申請される内容のものをご確認下さい。
- 【提出期限】療養に要した費用を支払った日の翌日から2年以内
- 【提出者】 被保険者

#### 《添付書類》

##### 治療用装具

- ・医師の意見書および装着証明書（申請書裏面に証明を受けている場合は不要）
- ・領収書の原本（装具の名称、種類、内訳等の記載されたもの。領収書に記載がない場合は、記載のある請求書なども必要。）

##### 小児弱視等の治療用眼鏡等（9歳未満が対象）

- ・弱視等治療用眼鏡等作成指示書（視力などの検査結果のわかるもの）
- ・領収書の原本

##### 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等

- ・弾性着衣等装着指示書（申請書裏面に証明を受けている場合は不要）
- ・領収書の原本

※リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫が対象

## しゅっさんいくじいちじきん 出産育児一時金



### ◆被保険者やその被扶養者が出産するとき

被保険者、または被扶養者が出産する場合、「出産育児一時金」が支給されます。平成21年10月より、お手元にまとまった現金をご用意いただくなくても出産できるように出産育児一時金を保険者（協会けんぽ）から直接医療機関に支払う制度が始まっています。

※妊娠4ヶ月以後（85日以後）の出産については、生産、死産、早産、流産、人工妊娠中絶を問わず支給されます。

#### 《支給額》

一児につき42万円（平成23年3月31日までの暫定措置）

産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合は一児につき42万円

産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は一児につき39万円

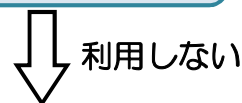
※平成21年9月30日までの出産の場合は、一児につき38（35）万円です。

産科医療補償制度とは…

分べんに関連して重度脳性麻痺になった新生児が速やかに補償をうけられること、原因を分析・研究することにより、安心して出産できる環境を整備することを目的とした制度です。詳細は、「財団法人日本医療機能評価機構」のホームページをご覧ください。

(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp>)

出産の際、医療機関等で直接支払制度について  
利用するか利用しないかの意思表示をする書面を記入



出産費用42万円以上の場合  
42万円を超える金額につき、  
医療機関等の窓口でお支払い  
が必要です。

出産費用42万円未満の場合  
医療機関等の窓口でお支払  
いは必要ありません。  
42万円との差額分につき、  
協会けんぽに申請してくだ  
さい。

医療機関窓口でいったん全額  
お支払いください。  
出産費用42万円について協  
会けんぽに申請してください。

### ◎申請手続

【申請書名】健康保険被保険者（家族）出産育児一時金給付申請書

健康保険被保険者（家族）出産育児一時金内払金支払依頼書／差額申請書

【添付書類】

#### ●差額申請の場合

- ・直接支払制度を利用する意思表示をした書面（写）
- ・出産費用の領収書（写）、明細書（写）

#### ●全額申請の場合

- ・直接支払制度を利用しない意思表示をした書面（写）
- ・出産費用の領収書（写）、明細書（写）

医師・助産師または市区町村の出産証明を受け、申請してください。なお、直接支払制度を利用された場合には医師・助産師または市区町村の出産証明を省略できる場合があります。

【提出期限】 出産の翌日から2年以内

【提出者】 被保険者

## ◆ 出産育児一時金の貸付

出産当座の費用にあてるため、出産育児一時金の支給までの間、一時金の約8割（33万円）を限度に資金を無利子で貸し付ける制度があります。申請は出産費貸付金貸付申込書などを提出することにより行います。

しゅっさんてあてきん  
出産手当金

## ◆ 被保険者が産前産後休暇をとったとき

出産のため仕事を休み、給与の支払いを受けていないときは、申請により「出産手当金」の支給を受けることができます。被保険者のみ（任意継続を除く）が対象です。

【申請書名】健康保険出産手当金支給申請書

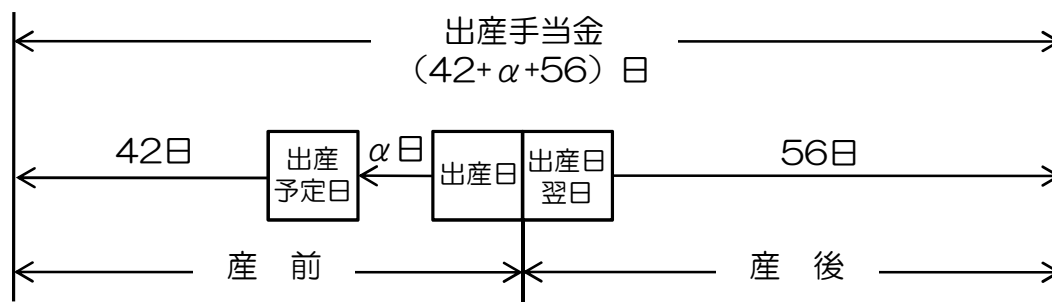
【添付書類】初回支給期間とその前1ヶ月分の賃金台帳（写）・出勤簿（写）  
2回目以降給与の支給があるときのみ賃金台帳（写）・出勤簿（写）

【提出期限】出産のために休んだ日ごとに、その翌日から2年以内

【提出者】被保険者

### 《支給期間・支給額》

- 支給期間は、出産日（出産予定日より遅れた場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日の翌日から56日までの期間です。
- 支給額は、休業1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額です。（15ページをご参照ください。）



### ご注意

- 給与が一部支給されている場合は、出産手当金支給額との調整が行われます。
- 出産手当金と傷病手当金の支給要件をともに満たす場合は、出産手当金の支給が優先されます。ただし、すでに傷病手当金の支給を受けている期間がある場合は、その期間について出産手当金は支給されません。



## 産前産後期間

産前42日 [多胎の場合は98日] 産後56日 ・ ( )内はうるう年

| 出産日 | 1月出産  |            | 2月出産  |            | 3月出産       |       | 4月出産       |       | 5月出産  |       | 6月出産  |       |
|-----|-------|------------|-------|------------|------------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 産前開始日 | 産後終了日      | 産前開始日 | 産後終了日      | 産前開始日      | 産後終了日 | 産前開始日      | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 |
| 1   | 11/21 | 2/26       | 12/22 | 3/29(3/28) | 1/19(1/20) | 4/26  | 2/19(2/20) | 5/27  | 3/21  | 6/26  | 4/21  | 7/27  |
| 2   | 11/22 | 2/27       | 12/23 | 3/30(3/29) | 1/20(1/21) | 4/27  | 2/20(2/21) | 5/28  | 3/22  | 6/27  | 4/22  | 7/28  |
| 3   | 11/23 | 2/28       | 12/24 | 3/31(3/30) | 1/21(1/22) | 4/28  | 2/21(2/22) | 5/29  | 3/23  | 6/28  | 4/23  | 7/29  |
| 4   | 11/24 | 3/1(2/29)  | 12/25 | 4/1(3/31)  | 1/22(1/23) | 4/29  | 2/22(2/23) | 5/30  | 3/24  | 6/29  | 4/24  | 7/30  |
| 5   | 11/25 | 3/2(3/1)   | 12/26 | 4/2(4/1)   | 1/23(1/24) | 4/30  | 2/23(2/24) | 5/31  | 3/25  | 6/30  | 4/25  | 7/31  |
| 6   | 11/26 | 3/3(3/2)   | 12/27 | 4/3(4/2)   | 1/24(1/25) | 5/1   | 2/24(2/25) | 6/1   | 3/26  | 7/1   | 4/26  | 8/1   |
| 7   | 11/27 | 3/4(3/3)   | 12/28 | 4/4(4/3)   | 1/25(1/26) | 5/2   | 2/25(2/26) | 6/2   | 3/27  | 7/2   | 4/27  | 8/2   |
| 8   | 11/28 | 3/5(3/4)   | 12/29 | 4/5(4/4)   | 1/26(1/27) | 5/3   | 2/26(2/27) | 6/3   | 3/28  | 7/3   | 4/28  | 8/3   |
| 9   | 11/29 | 3/6(3/5)   | 12/30 | 4/6(4/5)   | 1/27(1/28) | 5/4   | 2/27(2/28) | 6/4   | 3/29  | 7/4   | 4/29  | 8/4   |
| 10  | 11/30 | 3/7(3/6)   | 12/31 | 4/7(4/6)   | 1/28(1/29) | 5/5   | 2/28(2/29) | 6/5   | 3/30  | 7/5   | 4/30  | 8/5   |
| 11  | 12/1  | 3/8(3/7)   | 1/1   | 4/8(4/7)   | 1/29(1/30) | 5/6   | 3/1        | 6/6   | 3/31  | 7/6   | 5/1   | 8/6   |
| 12  | 12/2  | 3/9(3/8)   | 1/2   | 4/9(4/8)   | 1/30(1/31) | 5/7   | 3/2        | 6/7   | 4/1   | 7/7   | 5/2   | 8/7   |
| 13  | 12/3  | 3/10(3/9)  | 1/3   | 4/10(4/9)  | 1/31(2/1)  | 5/8   | 3/3        | 6/8   | 4/2   | 7/8   | 5/3   | 8/8   |
| 14  | 12/4  | 3/11(3/10) | 1/4   | 4/11(4/10) | 2/1(2/2)   | 5/9   | 3/4        | 6/9   | 4/3   | 7/9   | 5/4   | 8/9   |
| 15  | 12/5  | 3/12(3/11) | 1/5   | 4/12(4/11) | 2/2(2/3)   | 5/10  | 3/5        | 6/10  | 4/4   | 7/10  | 5/5   | 8/10  |
| 16  | 12/6  | 3/13(3/12) | 1/6   | 4/13(4/12) | 2/3(2/4)   | 5/11  | 3/6        | 6/11  | 4/5   | 7/11  | 5/6   | 8/11  |
| 17  | 12/7  | 3/14(3/13) | 1/7   | 4/14(4/13) | 2/4(2/5)   | 5/12  | 3/7        | 6/12  | 4/6   | 7/12  | 5/7   | 8/12  |
| 18  | 12/8  | 3/15(3/14) | 1/8   | 4/15(4/14) | 2/5(2/6)   | 5/13  | 3/8        | 6/13  | 4/7   | 7/13  | 5/8   | 8/13  |
| 19  | 12/9  | 3/16(3/15) | 1/9   | 4/16(4/15) | 2/6(2/7)   | 5/14  | 3/9        | 6/14  | 4/8   | 7/14  | 5/9   | 8/14  |
| 20  | 12/10 | 3/17(3/16) | 1/10  | 4/17(4/16) | 2/7(2/8)   | 5/15  | 3/10       | 6/15  | 4/9   | 7/15  | 5/10  | 8/15  |
| 21  | 12/11 | 3/18(3/17) | 1/11  | 4/18(4/17) | 2/8(2/9)   | 5/16  | 3/11       | 6/16  | 4/10  | 7/16  | 5/11  | 8/16  |
| 22  | 12/12 | 3/19(3/18) | 1/12  | 4/19(4/18) | 2/9(2/10)  | 5/17  | 3/12       | 6/17  | 4/11  | 7/17  | 5/12  | 8/17  |
| 23  | 12/13 | 3/20(3/19) | 1/13  | 4/20(4/19) | 2/10(2/11) | 5/18  | 3/13       | 6/18  | 4/12  | 7/18  | 5/13  | 8/18  |
| 24  | 12/14 | 3/21(3/20) | 1/14  | 4/21(4/20) | 2/11(2/12) | 5/19  | 3/14       | 6/19  | 4/13  | 7/19  | 5/14  | 8/19  |
| 25  | 12/15 | 3/22(3/21) | 1/15  | 4/22(4/21) | 2/12(2/13) | 5/20  | 3/15       | 6/20  | 4/14  | 7/20  | 5/15  | 8/20  |
| 26  | 12/16 | 3/23(3/22) | 1/16  | 4/23(4/22) | 2/13(2/14) | 5/21  | 3/16       | 6/21  | 4/15  | 7/21  | 5/16  | 8/21  |
| 27  | 12/17 | 3/24(3/23) | 1/17  | 4/24(4/23) | 2/14(2/15) | 5/22  | 3/17       | 6/22  | 4/16  | 7/22  | 5/17  | 8/22  |
| 28  | 12/18 | 3/25(3/24) | 1/18  | 4/25(4/24) | 2/15(2/16) | 5/23  | 3/18       | 6/23  | 4/17  | 7/23  | 5/18  | 8/23  |
| 29  | 12/19 | 3/26(3/25) | 1/19  | 4/26(4/25) | 2/16(2/17) | 5/24  | 3/19       | 6/24  | 4/18  | 7/24  | 5/19  | 8/24  |
| 30  | 12/20 | 3/27(3/26) |       |            | 2/17(2/18) | 5/25  | 3/20       | 6/25  | 4/19  | 7/25  | 5/20  | 8/25  |
| 31  | 12/21 | 3/28(3/27) |       |            | 2/18(2/19) | 5/26  |            |       | 4/20  | 7/26  |       |       |

## 産前産後期間

産前42日 [ 多胎の場合は98日 ] 産後56日 ・ ( ) 内はうるう年

| 出産日 | 7月出産  |       | 8月出産  |       | 9月出産  |       | 10月出産 |       | 11月出産 |       | 12月出産 |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | 産前開始日 | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 | 産前開始日 | 産後終了日 |
| 1   | 5/21  | 8/26  | 6/21  | 9/26  | 7/22  | 10/27 | 8/21  | 11/26 | 9/21  | 12/27 | 10/21 | 1/26  |
| 2   | 5/22  | 8/27  | 6/22  | 9/27  | 7/23  | 10/28 | 8/22  | 11/27 | 9/22  | 12/28 | 10/22 | 1/27  |
| 3   | 5/23  | 8/28  | 6/23  | 9/28  | 7/24  | 10/29 | 8/23  | 11/28 | 9/23  | 12/29 | 10/23 | 1/28  |
| 4   | 5/24  | 8/29  | 6/24  | 9/29  | 7/25  | 10/30 | 8/24  | 11/29 | 9/24  | 12/30 | 10/24 | 1/29  |
| 5   | 5/25  | 8/30  | 6/25  | 9/30  | 7/26  | 10/31 | 8/25  | 11/30 | 9/25  | 12/31 | 10/25 | 1/30  |
| 6   | 5/26  | 8/31  | 6/26  | 10/1  | 7/27  | 11/1  | 8/26  | 12/1  | 9/26  | 1/1   | 10/26 | 1/31  |
| 7   | 5/27  | 9/1   | 6/27  | 10/2  | 7/28  | 11/2  | 8/27  | 12/2  | 9/27  | 1/2   | 10/27 | 2/1   |
| 8   | 5/28  | 9/2   | 6/28  | 10/3  | 7/29  | 11/3  | 8/28  | 12/3  | 9/28  | 1/3   | 10/28 | 2/2   |
| 9   | 5/29  | 9/3   | 6/29  | 10/4  | 7/30  | 11/4  | 8/29  | 12/4  | 9/29  | 1/4   | 10/29 | 2/3   |
| 10  | 5/30  | 9/4   | 6/30  | 10/5  | 7/31  | 11/5  | 8/30  | 12/5  | 9/30  | 1/5   | 10/30 | 2/4   |
| 11  | 5/31  | 9/5   | 7/1   | 10/6  | 8/1   | 11/6  | 8/31  | 12/6  | 10/1  | 1/6   | 10/31 | 2/5   |
| 12  | 6/1   | 9/6   | 7/2   | 10/7  | 8/2   | 11/7  | 9/1   | 12/7  | 10/2  | 1/7   | 11/1  | 2/6   |
| 13  | 6/2   | 9/7   | 7/3   | 10/8  | 8/3   | 11/8  | 9/2   | 12/8  | 10/3  | 1/8   | 11/2  | 2/7   |
| 14  | 6/3   | 9/8   | 7/4   | 10/9  | 8/4   | 11/9  | 9/3   | 12/9  | 10/4  | 1/9   | 11/3  | 2/8   |
| 15  | 6/4   | 9/9   | 7/5   | 10/10 | 8/5   | 11/10 | 9/4   | 12/10 | 10/5  | 1/10  | 11/4  | 2/9   |
| 16  | 6/5   | 9/10  | 7/6   | 10/11 | 8/6   | 11/11 | 9/5   | 12/11 | 10/6  | 1/11  | 11/5  | 2/10  |
| 17  | 6/6   | 9/11  | 7/7   | 10/12 | 8/7   | 11/12 | 9/6   | 12/12 | 10/7  | 1/12  | 11/6  | 2/11  |
| 18  | 6/7   | 9/12  | 7/8   | 10/13 | 8/8   | 11/13 | 9/7   | 12/13 | 10/8  | 1/13  | 11/7  | 2/12  |
| 19  | 6/8   | 9/13  | 7/9   | 10/14 | 8/9   | 11/14 | 9/8   | 12/14 | 10/9  | 1/14  | 11/8  | 2/13  |
| 20  | 6/9   | 9/14  | 7/10  | 10/15 | 8/10  | 11/15 | 9/9   | 12/15 | 10/10 | 1/15  | 11/9  | 2/14  |
| 21  | 6/10  | 9/15  | 7/11  | 10/16 | 8/11  | 11/16 | 9/10  | 12/16 | 10/11 | 1/16  | 11/10 | 2/15  |
| 22  | 6/11  | 9/16  | 7/12  | 10/17 | 8/12  | 11/17 | 9/11  | 12/17 | 10/12 | 1/17  | 11/11 | 2/16  |
| 23  | 6/12  | 9/17  | 7/13  | 10/18 | 8/13  | 11/18 | 9/12  | 12/18 | 10/13 | 1/18  | 11/12 | 2/17  |
| 24  | 6/13  | 9/18  | 7/14  | 10/19 | 8/14  | 11/19 | 9/13  | 12/19 | 10/14 | 1/19  | 11/13 | 2/18  |
| 25  | 6/14  | 9/19  | 7/15  | 10/20 | 8/15  | 11/20 | 9/14  | 12/20 | 10/15 | 1/20  | 11/14 | 2/19  |
| 26  | 6/15  | 9/20  | 7/16  | 10/21 | 8/16  | 11/21 | 9/15  | 12/21 | 10/16 | 1/21  | 11/15 | 2/20  |
| 27  | 6/16  | 9/21  | 7/17  | 10/22 | 8/17  | 11/22 | 9/16  | 12/22 | 10/17 | 1/22  | 11/16 | 2/21  |
| 28  | 6/17  | 9/22  | 7/18  | 10/23 | 8/18  | 11/23 | 9/17  | 12/23 | 10/18 | 1/23  | 11/17 | 2/22  |
| 29  | 6/18  | 9/23  | 7/19  | 10/24 | 8/19  | 11/24 | 9/18  | 12/24 | 10/19 | 1/24  | 11/18 | 2/23  |
| 30  | 6/19  | 9/24  | 7/20  | 10/25 | 8/20  | 11/25 | 9/19  | 12/25 | 10/20 | 1/25  | 11/19 | 2/24  |
| 31  | 6/20  | 9/25  | 7/21  | 10/26 |       |       | 9/20  | 12/26 |       |       | 11/20 | 2/25  |

## 傷病手当金

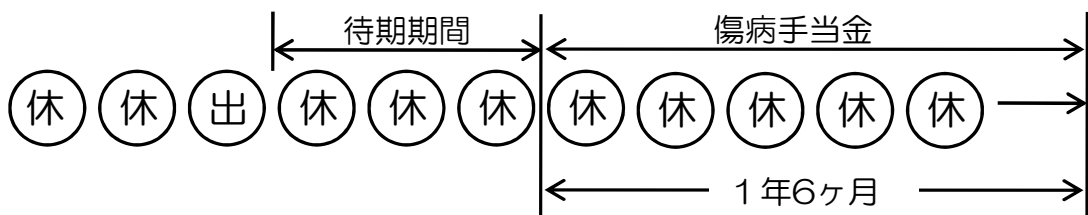
## ◆被保険者が業務外での病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与が出ないとき

以下の受給条件をすべて満たすときは、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。

被保険者のみ（任意継続を除く）が対象です。

## ◎受給条件

- ・ 病気、ケガで仕事につけないとき
- ・ 連続した3日（下図参照）を含み、4日以上仕事を休んだとき（初めの3日間は待期期間となり支給されません。）
- ・ 医師の労務不能証明があるとき
- ・ 給料等の支給がないとき（給与が一部支給されている場合は、傷病手当金支給額と調整されます。）



## 《支給期間・支給額》

休業1日につき標準報酬日額\*の3分の2に相当する額が、休業の4日目から支給され、支給開始日から最長1年6ヶ月期間内で支給されます。

- ・ 厚生年金保険の障害厚生年金か障害手当金がうけられる場合や、退職後に老齢厚生年金などがうけられる場合は、傷病手当金支給額と調整が行われます。
- ・ 傷病手当金の申請期間中に、出産手当金の支給をうけている期間がある場合は、その期間について傷病手当金は支給されません。

※標準報酬日額とは、保険料計算をするときに使用する標準報酬月額を30で割った金額です。（15ページをご参照ください。）

【申請書名】健康保険傷病手当金支給申請書

【添付書類】

- ・ 初回申請期間とその前1ヶ月分の賃金台帳（写）・出勤簿（写）
- ・ 2回目以降給与の支給があるときのみ賃金台帳（写）・出勤簿（写）
- ・ 障害厚生年金・退職後の申請で老齢年金・退職共済年金等を受給している場合は、年金証書（写）または年金額改定通知書（写）

【提出期限】労務不能であった日ごとにその翌日から2年以内

【提出者】被保険者

【傷病手当金・出産手当金の支給日額】

標準報酬日額＝標準報酬月額÷30日（10円未満四捨五入）

| 等級 | 標準報酬<br>月額 | 標準報酬<br>日額 | 支給日額  |
|----|------------|------------|-------|
| 1  | 58,000     | 1,930      | 1,287 |
| 2  | 68,000     | 2,270      | 1,513 |
| 3  | 78,000     | 2,600      | 1,733 |
| 4  | 88,000     | 2,930      | 1,953 |
| 5  | 98,000     | 3,270      | 2,180 |
| 6  | 104,000    | 3,470      | 2,313 |
| 7  | 110,000    | 3,670      | 2,447 |
| 8  | 118,000    | 3,930      | 2,620 |
| 9  | 126,000    | 4,200      | 2,800 |
| 10 | 134,000    | 4,470      | 2,980 |
| 11 | 142,000    | 4,730      | 3,153 |
| 12 | 150,000    | 5,000      | 3,333 |
| 13 | 160,000    | 5,330      | 3,553 |
| 14 | 170,000    | 5,670      | 3,780 |
| 15 | 180,000    | 6,000      | 4,000 |
| 16 | 190,000    | 6,330      | 4,220 |
| 17 | 200,000    | 6,670      | 4,447 |
| 18 | 220,000    | 7,330      | 4,887 |
| 19 | 240,000    | 8,000      | 5,333 |
| 20 | 260,000    | 8,670      | 5,780 |
| 21 | 280,000    | 9,330      | 6,220 |
| 22 | 300,000    | 10,000     | 6,667 |
| 23 | 320,000    | 10,670     | 7,113 |
| 24 | 340,000    | 11,330     | 7,553 |

| 等級 | 標準報酬<br>月額 | 標準報酬<br>日額 | 支給日額   |
|----|------------|------------|--------|
| 25 | 360,000    | 12,000     | 8,000  |
| 26 | 380,000    | 12,670     | 8,447  |
| 27 | 410,000    | 13,670     | 9,113  |
| 28 | 440,000    | 14,670     | 9,780  |
| 29 | 470,000    | 15,670     | 10,447 |
| 30 | 500,000    | 16,670     | 11,113 |
| 31 | 530,000    | 17,670     | 11,780 |
| 32 | 560,000    | 18,670     | 12,447 |
| 33 | 590,000    | 19,670     | 13,113 |
| 34 | 620,000    | 20,670     | 13,780 |
| 35 | 650,000    | 21,670     | 14,447 |
| 36 | 680,000    | 22,670     | 15,113 |
| 37 | 710,000    | 23,670     | 15,780 |
| 38 | 750,000    | 25,000     | 16,667 |
| 39 | 790,000    | 26,330     | 17,553 |
| 40 | 830,000    | 27,670     | 18,447 |
| 41 | 880,000    | 29,330     | 19,553 |
| 42 | 930,000    | 31,000     | 20,667 |
| 43 | 980,000    | 32,670     | 21,780 |
| 44 | 1,030,000  | 34,330     | 22,887 |
| 45 | 1,090,000  | 36,330     | 24,220 |
| 46 | 1,150,000  | 38,330     | 25,553 |
| 47 | 1,210,000  | 40,330     | 26,887 |



## まいそりょう(ひ) 埋葬料(費)

### ◆被保険者やその被扶養者が亡くなったとき

#### ◎被保険者が亡くなったとき

被保険者に生計を維持されていた方がいる場合

申請により、生計を維持されていた方に「埋葬料」として5万円が支給されます。

被保険者に生計を維持されていた方がいない場合

申請により、埋葬を行った方に、埋葬料の額(5万円)の範囲内で、埋葬にかかった費用が「埋葬費」として支給されます。

埋葬にかかった費用は、霊柩代・火葬代・祭壇一式料などです。(葬儀の際の飲食費などは対象外です。)

#### ◎被扶養者が亡くなったとき

申請により、被保険者に「家族埋葬料」として5万円が支給されます。

#### 埋葬料

【申請書名】健康保険被保険者家族埋葬料(費)支給申請書

【添付書類】事業主の証明が受けられない場合は、死亡が確認できる次の書類のいずれかを添付してください。また任意継続被保険者(被扶養者)が亡くなった場合は次の書類のいずれかを添付してください。

- ・埋葬許可証または火葬許可証の写し
- ・死亡診断書、死体検案書または検視調書の写し
- ・亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本
- ・被扶養者ではないご家族からの申請の際は、続柄や生計維持関係を確認するため戸籍・住民票等が必要となります。

【提出期限】亡くなった日の翌日から2年以内

【提出者】被保険者・被保険者死亡の場合は生計を維持されていた方

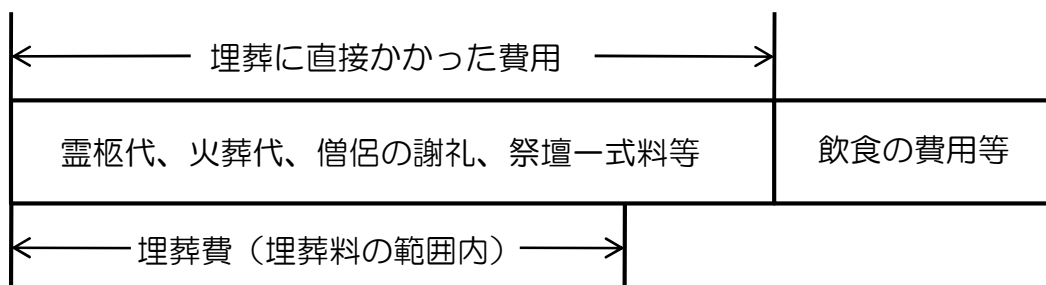
#### 埋葬費

【申請書名】健康保険被保険者家族埋葬料(費)支給申請書

【添付書類】埋葬料の欄に記載されている添付書類のほか、埋葬に要した費用の領収証(原本)と明細内訳書

【提出期限】埋葬を行った日の翌日から2年以内

【提出者】埋葬を行った方



#### ※業務上の原因で死亡したとき

被保険者が業務上の原因または通勤災害による病気・けがで死亡した場合は、健康保険の埋葬料(費)は支給されず、労災保険の葬祭料(葬祭給付)または労働基準法に基づく葬祭料が支給されます。

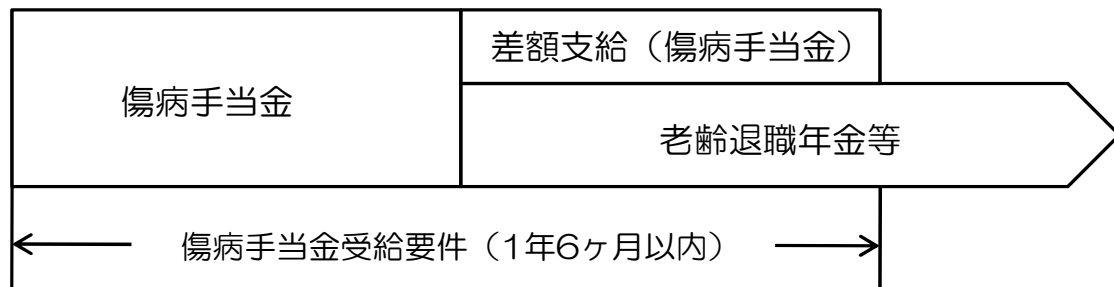
## 退職後の給付について

### ◆退職し、健康保険の資格を喪失した後に、給付を受けるとき

被保険者の資格を喪失した後も、以下の要件を満たせば健康保険の給付を受けることができます。

#### ◎傷病手当金

- ・引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ退職日において傷病手当金を受けている、または受ける要件を満たしている場合は、継続して支給を受けられます。（在職中に休業し傷病手当金を受給しており、復帰しないまま退職した場合等）
- ・退職後に傷病手当金を受けている人が、老齢厚生年金等の老齢退職年金給付を受けられるとき（全額支給停止の場合を除く）は、傷病手当金は支給されません。ただし、受けられる老齢退職年金（二つ以上の老齢退職年金給付を受けられるときはその合算額）が、傷病手当金の額を下回る場合には、その差額が傷病手当金として支給されます。



#### ◎出産手当金

- ・引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ退職日において出産手当金を受けている、または受ける要件を満たしている場合は、期間を満了するまで支給を受けられます。（在職中に産前産後休暇をとり、復帰しないまま退職した場合など）

#### ◎出産育児一時金

- ・引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ資格喪失後6ヶ月以内に、被保険者が出産した場合。
- ・引き続き1年以上被保険者だった方が任意継続被保険者となり、任意継続被保険者の資格を喪失後6ヶ月以内の出産の場合。
- ・被扶養者の出産の場合は支給されません。

#### ◎埋葬料（費）

- ・資格喪失後3ヶ月以内に、被保険者が死亡した場合。
- ・上記の傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けている間、または受けなくなつて3ヶ月以内に死亡した場合。
- ・被扶養者が死亡した場合の家族埋葬料は支給されません。

## 交通事故にあった・第三者にケガをさせられたとき

### ◆交通事故、けんか等によって健康保険の給付を受けるとき

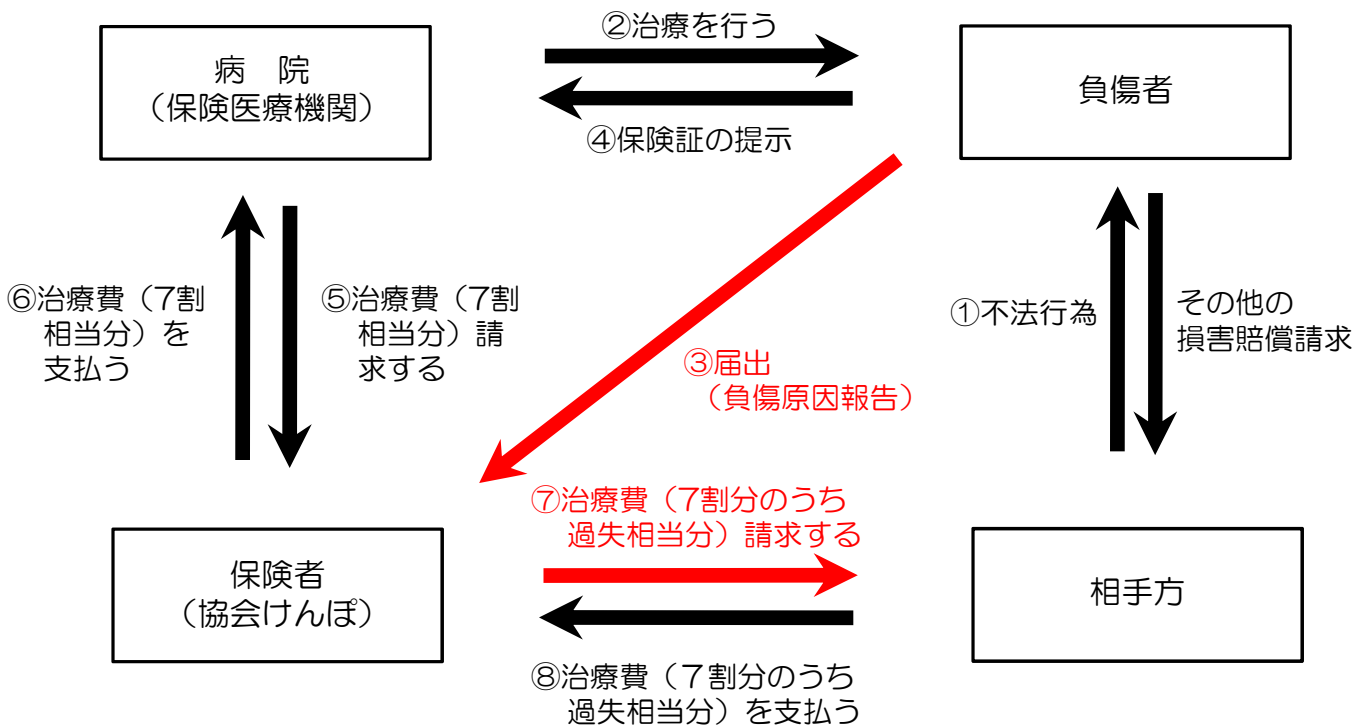
健康保険を使用する場合は、すみやかに「協会けんぽ」へ届出しなければなりません。

自動車事故やケンカなど第三者の行為によってケガをしたとき、健康保険を使って治療を受けることができますが、協会けんぽへ届出することが義務付けられています。（ただし、業務上または通勤途上のケガの場合は、原則、健康保険が使用できません。）

負傷者は相手方に損害賠償を請求することができますが、負傷者がそのケガについて健康保険で治療等を受けた場合は、もともと相手方が支払うべき治療費等を健康保険（協会けんぽ）が立て替えて負担したことになります（下図⑥）。

そこで、保険者（協会けんぽ）は、負傷者のもっている損害賠償請求権を保険者（協会けんぽ）に移し（求償権の代位取得）、治療等に要した費用の過失相当分を相手方等（自動車事故の場合は自動車保険の会社）に請求して取り戻すこととなります（下図⑦、⑧）。（健康保険法第57条）

### 保険証を使用する場合（本人負担3割の場合）



高知支部のホームページより、第三者行為に関する提出書類をダウンロード出来ます。



## 仕事中や通勤途中に負傷したとき健康保険は使用できません。

健康保険法は、労働者の業務外の病気やケガについて給付を行うことを目的としておりますので、仕事中や通勤途中にケガを負った場合は、必ず**健康保険を使用する前に**最寄りの労働基準監督署へご相談ください（労災保険から給付が受けられる場合は、健康保険は使用できません。）

すでに健康保険証を使用している場合は、速やかに最寄りの労働基準監督署へご相談いただき、全国健康保険協会高知支部及び受診した医療機関へご連絡ください。

### <例外事項>

※健康保険の被保険者が5人未満（負傷した当時）である適用事業所に所属する法人の代表者であって、一般の従業員と異ならないような労務に従事している者については、労災保険の特例加入をしていない場合、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険の給付対象とすることとされています。（傷病手当金は支給されません。）

※労災保険が適用されていない被保険者（労災保険の特別加入をしていない適用事業所の代表者等）が通勤途中にケガをした場合についても健康保険の使用が認められています。

## 医療費のお知らせについて

協会けんぽでは、加入者の皆様に健康に関する意識を高めていただき、今後の健康管理にお役立ていただくため、「医療費のお知らせ」を年1回発行しております。

### お知らせの内容

加入者の皆様が医療機関等で診療を受けた場合、窓口で自己負担額をお支払いいただきますが、普段わかりにくい実際にかかった費用（医療費全体の額）のほか、受診年月、医療機関名などが記載されています。

### お知らせの方法

お勤め先を通じて加入者の皆様へ、年間1回お送りいたしております。お知らせは、加入者様ごとに封筒に入れてお送りしますので、事業主様におかれましては開封せずに該当者へお渡し下さい。

注1：医療機関・薬局からの診療（調剤）報酬明細書等の情報を基に作成されます。

注2：このお知らせは、税金の医療費控除には使用できません。

※ お知らせの対象期間に診療を受けていない方については、発行されません。



インターネットでも毎月の医療費や自己負担額に関する情報をご確認いただけます

協会けんぽのホームページよりユーザーID及びパスワードをご登録いただくと、インターネットを通じて毎月の医療費情報の照会が可能になります。ぜひこの機会にご登録ください。

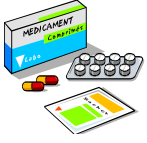
ご登録はこちらから（<https://shinsei.kyoukaikenpo.or.jp/tgai/info/JO11>）または下記キーワードで検索いただき、該当ページまでおすすみください。

ご登録はこちらから



協会けんぽ 電子申請  で検索

## ジェネリック医薬品について



### ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存知ですか？



先発医薬品(新薬)には、通常20年~25年の特許期間があるため、他の会社が同じ有効成分の薬を販売することができません。ジェネリック医薬品とは、特許期間がすぎた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分を持ち、価格が先発医薬品より安い医薬品です。

加入者の皆様の薬剤費負担の軽減と、増え続ける医療費の抑制策として、厚生労働省が使用を促進しています。

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた安価なお薬です。

種類は  
ありますか？

**さまざまな病気、症状に対応しています。**

高血圧や脂質異常症のお薬、糖尿病のお薬などさまざまな病気や症状に対応しています。また、カプセル・錠剤・点眼薬などその形態もさまざまです。

効き目は  
確かですか？

**安全性も品質も変わりません。**

これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で、製造・販売が認可されています。

どのくらい  
安いのですか？

**薬代として3割以上安くなる場合もあります。**

医薬品の開発には多くの費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短くて済むため、価格も安くなっています。

※情報提供料等は別途必要となります。

私もジェネリック  
医薬品に変更でき  
ますか？

**まずは、医師・薬剤師にご相談ください。**

ただし、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

※ ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですので、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。

## 健診・保健指導

### ◆生活習慣病予防健診「加入者（ご本人）対象」

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために毎年4月から翌年3月までの間に、35歳～74歳の加入者ご本人（被保険者）を対象に生活習慣病予防健診と保健指導を実施しています。

生活習慣病予防健診を受診された後、メタボリックシンドロームのリスクのある方で生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施しています。一年に一回の健診を受け、自分の健康を確認しましょう。

#### とりまとめ

・事業所単位で、受診希望者を取りまとめます。（健診を受診する方の年齢によって補助を受けられる健診の種類が決まっています。）

#### 予 約

・受診希望の実施医療機関（協会けんぽと委託契約している医療機関）に直接連絡し、予約をします。（受診日当日に被保険者であることが必要ですので、予約の際にご注意ください。）

#### 申込み

・「生活習慣病予防健診申込書」を協会けんぽに郵送します。（お手元に申込書のコピー（控え）を残してお申込み下さい。また、電子申請でのお申込みも受付けています。）  
・健診機関を変更される場合や事業所記号・番号が変更になった場合は、再度、実施医療機関に予約をし、協会けんぽにも申込みをしてください。  
・日程を変更される場合は、実施医療機関に直接連絡してください。

#### 受 診

・予約した実施医療機関で受診します。（当日は被保険者証が必要です。）

#### 結果送付

・実施医療機関から検査結果が送付されます。詳細は実施医療機関にお問合わせください。

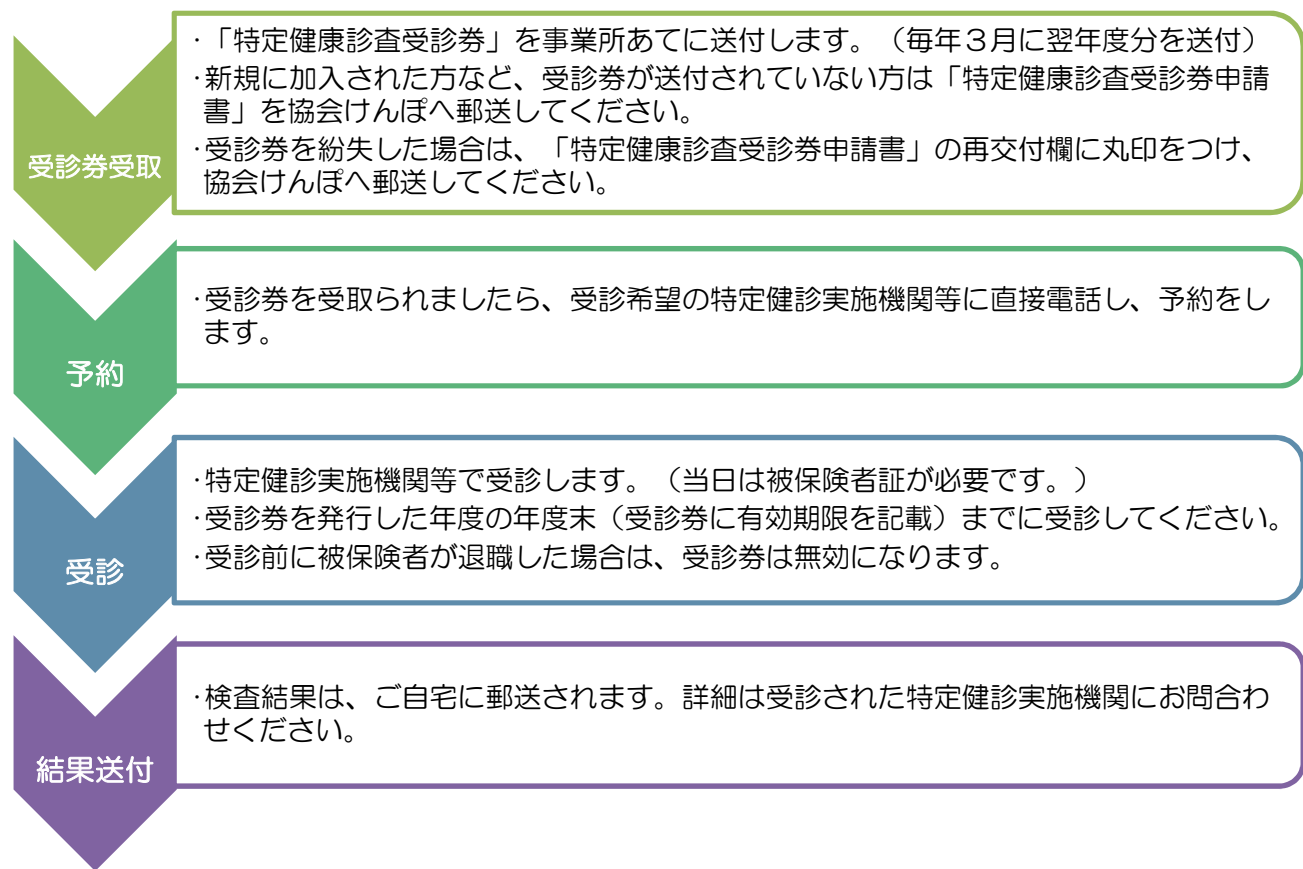
### 特定保健指導・健康相談実施

協会けんぽの保健師が、事業所にお伺いして無料で特定保健指導・健康相談を行います。（詳細は23ページをご覧ください。）



## ◆特定健康診査「加入者（ご家族）対象」

40歳～74歳の加入者（ご家族）の皆様は、協会けんぽがご案内する「特定健康診査」（以下「特定健診」といいます）を受診してください。



## 健診後の特定保健指導

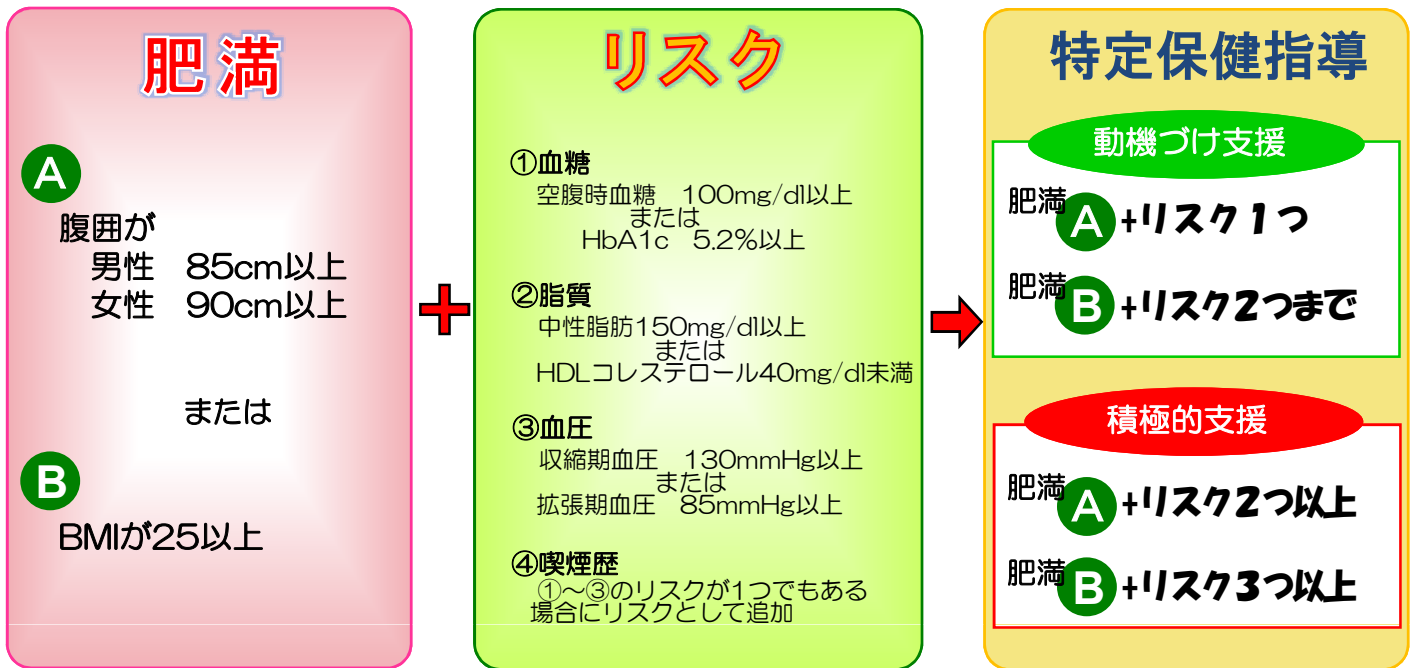
特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある方で特定保健指導が必要な方のご自宅に、協会けんぽより「特定保健指導利用券」を送付させていただきます。「特定保健指導実施機関一覧表」を同封しますので、受診される特定保健指導実施機関に予約をして下さい。保健指導をお受けになる時は、「特定保健指導利用券」、「健康保険被保険者証」および「健診結果」を特定保健指導実施機関に持参し、保健師等による特定保健指導をお受けになり、6ヶ月間の生活習慣改善に取り組んでいただきます。



# 特定保健指導とは？

特定健康診査を受けた後に、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導の事です。健診結果をもとに、皆様がご自分の健康状態を把握しながら、よりイキイキとした毎日を送られるようにサポートさせていただきます。対象になられた方は、ぜひこの機会に「健康」について再確認してみましょう！

メタボリックシンドロームのリスクに応じて、下のように「動機づけ支援」「積極的支援」の2つに分類されます。



### 動機づけ支援とは・・・

- ◆ 生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った目標を設定し、実行に移せるようなきっかけづくりを、保健師がサポートいたします。

【初回】 個人面談(貴事業所または協会支部)

▼  
【6ヶ月後】 生活習慣改善状況、体重、腹囲などを伺います  
(電話、手紙など)

### 積極的支援とは・・・

- ◆ 生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った目標を設定し、実行を続けられるように保健師がサポートいたします。

【初回】 個人面談(貴事業所または協会支部)

▼  
【3～6ヶ月間】 面談、電話、手紙などで継続サポート

▼  
【6ヶ月後】 生活習慣改善状況、体重、腹囲などを伺います。  
(電話、手紙など)

※ 65歳～74歳の方は積極的支援に該当する方でも、動機づけ支援になります。

※ 「血圧を下げる薬」「インスリン注射または血糖を下げる薬」「コレステロール・中性脂肪を下げる薬」を服用中の方は、特定保健指導の対象になりません。

**生活習慣病予防は医療費の増大を防ぎ、将来的な保険料の低減につながります。  
是非、みんなで取り組んでいきましょう！**

《お問い合わせ先》

全国健康保険協会 高知支部 保健グループ

所在地：〒780-8501 高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル7階

TEL：088-820-6020 FAX：088-820-6023

健康づくりは幸せづくり - 私たちが応援します -

## 船員保険制度について

平成22年1月より、新しい船員保険制度がスタートしました

### 全国健康保険協会で行う業務

- 職務外疾病部門、船員保険の独自給付部門
- 被保険者証の発行

|  | 業務内容              |                |
|--|-------------------|----------------|
|  | 船員保険部             | 高知支部           |
| <b>◎職務外疾病部門</b><br>傷病手当金<br>高額療養費<br>高額介護合算療養費<br>療養費<br>出産育児一時金(家族含む)<br>出産手当金<br>葬祭料(家族含む)<br>限度額適用認定証の発行<br>外国療養費 | 受付、審査、支払い         | 受付<br>本部への書類回送 |
| <b>◎独自給付</b><br>療養補償証明書<br>行方不明手当金   |                   |                |
| <b>◎被保険者証の発行</b><br>資格取得<br>再交付<br>疾病任意継続  | 受付<br>発行(保険証、納付書) |                |

※平成21年12月末までに発生した職務上疾病については、引き続き全国健康保険協会が行います。

※被保険者証は、被保険者及び被扶養者お1人1枚のカード形式(プラスチック素材)となります。

### 見直し後、その他の部門はどうなったの？

船舶所有者による資格関係の届出  
船員保険料の納付



年金事務所  
(旧社会保険事務所)

職務上疾病・年金部門、失業部門  
労働保険の資格関係の届出  
労働保険料の納付



公共職業安定所  
または  
労働基準監督署

# 平成22年1月より船員保険の各種届出の受付窓口が 全国健康保険協会(協会けんぽ)へ変更になりました

## 《全国健康保険協会で受付を行う届出》

- 職務外疾病に関するもの（傷病手当金、療養費等）
- 保険証の発行に関するもの（疾病任意継続、再交付）
- 独自給付に関するもの（行方不明手当金等）

|           | 受付窓口        |                 |
|-----------|-------------|-----------------|
|           | 船員保険部       | 高知支部            |
| 書類の受付     | ○           | ○<br>(船員保険部へ回送) |
| 書類の記入のしかた | ○           | ○               |
| 給付内容の照会   | ○           | ×               |
| 保険証の交付    | ○<br>(後日郵送) | ×               |

平成22年1月から保険証の交付事務、職務外疾病部門・独自給付の給付決定や個別照会の回答は、**全国健康保険協会 船員保険部**で行います。

高知支部でも書類の受付を行いますが、書類は船員保険部へ回送します。支給日など給付内容につきましては、**全国健康保険協会 船員保険部**へお問い合わせください。

### ◎ 書類の受付、保険証の交付、給付決定、個別の照会回答について

全国健康保険協会 船員保険部

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階

TEL：0570-300-800

※ 全国どこからでも市内通話料金でご利用頂けますが、携帯電話や公衆電話および一部の電話からはご利用いただけません。

03-6862-3060

※ 通常電話となりますので、通話料金は全額お客様負担になります。

# 各種給付金の申請もれはありませんか？

被保険者の業務外での疾病、負傷、出産及び死亡、被扶養者の疾病、負傷、出産及び死亡について、申請により保険給付を受けることができます、なお、**申請の期限は2年間**です。  
申請もれがないか、今一度ご確認ください、

## 区分

## 給付の種類

|   | 被保険者                                  | 被扶養者                        |
|---|---------------------------------------|-----------------------------|
| 病<br>気<br>や<br>ケ<br>ガ<br>を<br>し<br>た<br>と<br>き                  | 立替え払いのとき<br>療養費<br>高額療養費<br>高額介護合算療養費 | 家族療養費<br>高額療養費<br>高額介護合算療養費 |
|   | 緊急時などに移送されたとき<br>移送費                  | 家族移送費                       |
|   | 療養のため休んだとき<br>傷病手当金                   |                             |
| 出産したとき<br>出産育児一時金<br>出産手当金                                      | 家族出産育児一時金                             |                             |
| 死亡したとき<br>埋葬料（費）  | 家族埋葬料                                 |                             |
| 退職したあと<br>（継続または一定期間の給付）<br>傷病手当金<br>出産育児一時金<br>出産手当金<br>埋葬料（費） |                                       |                             |

### ～ご注意ください～

使用できない被保険者証で1日でも病院等に受診された場合は、受診された医療費（総医療費の7割～9割）をご返還いただき、受診日に加入されている保険者（被保険者証の発行元）へ請求していただくことになります。

慣れない請求手続きが必要であったり、給付されるまでに日数がかかる場合もありますので、退職後は速やかに被保険者証を回収していただくなど、被保険者証の適正な使用にご協力ください。

